

平成28年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定	総合福祉センター使用料 42万4千円	行政不服審査法による書面の写し等の交付手数料 3千円
	合葬墓使用料 5,000万円	都市計画関係手数料 101万8千円
改 定		情報公開条例等による公文書等の写しの交付手数料 △5万3千円
計	2 件 5,042万4千円	3 件 96万8千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う増収又は減収見込額（通年ベース）である。

2 使用料

設定

◆ 総合福祉センター使用料（目的内利用は無料）

① 主な内容

総合福祉センターの新設に伴うもの。

区 分	単 位	金 額
ホール	3時間まで	9,750円

② 使用料の額の考え方

公民館の料金と同額に設定する。

③ 実施時期 28年12月5日

④ 増収見込額 42万4千円 (通年ベース)

◆ 合葬墓使用料

① 内容

合葬墓の新設に伴うもの。

区 分	金 額
合葬墓使用料	1体につき 50,000円

② 使用料の額の考え方

原価回収額を考慮し設定する。

③ 実施時期 28年4月1日

④ 増収見込額 5,000万円 (通年ベース)

3 手数料

(1) 設定

◆ 行政不服審査法による書面の写し等の交付手数料

① 主な内容

行政不服審査法の改正に伴うもの。

区 分	金 額
白黒コピー (カラーコピー)	用紙1枚片面につき 10円 (20円)

② 手数料の額の考え方

実費を考慮し設定する。

③ 実施時期 28年4月1日

④ 増収見込額 3千円 (通年ベース)

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴うもの。

区 分	金 額
建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料 一戸建て住宅床面積200㎡未満、適 合証の添付がある場合	1 件につき 5,000円

イ 建築基準法施行令の改正に伴うもの。

区 分	金 額
建築確認申請手数料 小荷物専用昇降機の新設の場合	1 件につき 9,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期

ア 28年4月1日

イ 28年6月1日

④ 増収見込額 101万8千円
(通年ベース)

(2) 改定

◆ 情報公開条例等による公文書等の写しの交付手数料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
カラーコピー	用紙1枚片面につき 100円	20円

② 手数料の額の考え方

実費を考慮し改定する。

③ 実施時期 28年4月1日

④ 減収見込額 △5万3千円 (通年ベース)